

## 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する公正取引委員会の取組について

公正取引委員会

令和3年12月28日付全ト協発第467号(企)「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化に関する事業者団体に対する要請について」にてお知らせしました政府による「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」のとりまとめを受け、公正取引委員会では、同パッケージに関する取組として、下記3つの取組を実施した旨の公表を行いましたので、お知らせいたします。【公正取引委員会HP参照】

特に、「違反行為情報提供フォーム」（買いたたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報提供フォーム）の設置については、現下の燃料価格高騰を受け、独占禁止法物流特殊指定（対真荷主）や下請法（同業者間）における「買いたたき」に係る積極的な情報提供を呼び掛けていますので、会員各位におかれましては周知いただくようお願い申し上げます。

### 【内 容】

- 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化パッケージ」に関する取組について(令和4年1月26日 公正取引委員会)
- 別紙1（違反行為情報提供フォーム）
- 別紙2（「下請代金支払遅延等防止法にかんする運用基準」新旧対照表）
- 別紙3（労務費，原材料費，エネルギーコストの上昇に関する下請法Q&A）



### 【公正取引委員会HP】

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jan/220126.html>

(問い合わせ先)

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

電話 03-3581-3373 (直通)